

遊Viva! 熊ノ沢プレーパーク推進委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、遊Viva! 熊ノ沢プレーパーク推進委員会(団体名)と称し、事務所を〒039-1101青森県八戸市大字尻内町熊ノ沢34-251 熊ノ沢温泉内に置く。

(目的)

第2条 本会は、身近な八戸市尻内町においてプレーパークを普及し、近隣地域の子どもまたは保護者等に対する教育促進活動の実施を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) プレーパーク推進及び運営事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、会長が認めた者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参加)

第7条 本会に、顧問及び参加をおくことができる。

2 顧問及び参加は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第8条 本会の経費は、委託費・会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費は、総会において別に定める。

3 会長が、月例ではない特別会費を必要とする場合は事由と論拠を示し、会員全員の同意の上、徴収するものとする。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

尚、決算月は4月とする。

(その他)

第10条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

2 本会がNPO法人格を得た時は、新たに定款を定めるものとする。

附 則:

本会則は、令和2年2月10日より施行する。

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町熊ノ沢34-251
熊ノ沢温泉内

遊Viva! 熊ノ沢プレーパーク推進委員会

会 長 赤澤勝崇